

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

1 趣旨

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる改正を行う。

2 改正概要

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3 年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

■物価の変動を踏まえた改定

- 物価の変動を踏まえた公営単価の見直しについては、現行公営単価と市場価格を比較し、以下のとおり対応することとしている。
 - ① 市場価格が現行公営単価を上回る場合は、増額改定を行う。
 - ② 現行公営単価が市場価格を上回る場合は、公営単価はあくまで上限額であることから、減額改定は行わない。
- 今回の公営単価の見直しについても、上記と同様の考え方によることとする。

[今後の予定]

閣議：国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布
閣議と同日

施行日：公布日

※ パブコメは実施しない（行政手続法第 39 条第 4 項第 1 号）